

令和2年5月10日

回覧

会員各位

新川さくら並木連合町内会交通安全部
北区新川交通安全協議会

会長：岡本しおぶ
顧問：村上泰彦

自転車安全運転の事故・ルール・マナーについて（遵守）

●新川管内で自転車による高齢者の痛ましい人身事故が発生

状況) 北区新川4条6丁目の信号機が無い交差点で、自転車で道路を横断していた時、自家用自動車にはねられるという重大な死亡交通事故が発生し、80歳代の高齢者が死亡するという痛ましい事故が起きました。
(5月8日 15時30分頃発生)

※ 自転車での移動がふえるこの時期こそ、交通安全を自らのことと捉え、交通ルールの遵守や思いやりのある交通マナーの実践が主体的におこなわれるよう、地域住民一人ひとりが交通事故抑止に向け、安全意識の高揚を図ることにより交通死亡事故ゼロを目指し、ルール・マナーの周知徹底をお願いします。

最近、自転車のルール・マナー違反で人身事故が多発している状況です、下記の項目を遵守して下さい。また、近年自転車運転の取締りが強化されています。
特に13歳未満の児童はヘルメット着用が運転時のルールと成っております。
また、子供を自転車の前後に座らせた場合も同様にヘルメット着用がルールです。

1. 自転車は車道進行方向の左側端走行が基本

①歩道のある道路の場合：“車道の左側端”走行

②車道の右側通行禁止

罰則 3か月以下の懲役または5万円以下の罰金となります (道交法17条)

②歩道のない道路の場合：“路側帯”走行

・白線一本で区切られている場合、路側帯通行

・白線一本と点線で区切られた場合、路側帯通行

・歩道も路側帯もない道路の場合は、その左側端を通行

罰則 2万円以下の罰金または軽い刑事罰に処せられる (道交法17条)

2. 自転車が歩道を走ってもいい場合

①『歩道通行可』の標識などがある場合

②車道の通行がむずかしい場合

・道路工事や連続した駐車車両等のため、左側通行がむずかしいとき

・自動車等の交通量がとても多く、車道の幅が狭いとき

③13歳未満の子供や70歳以上の高齢者、体の不自由な方

3. 自転車の歩道走行でのルール・マナー

①歩道では車道寄りの部分を徐行しよう

罰則 2万円以下の罰金または軽い刑事罰に処せられる (道交法63条)

②歩道でのハイスピード通行は禁止：歩行者優先の気持を忘れずに走行

罰則 2万円以下の罰金または軽い刑事罰に処せられる (道交法63条)

③歩行者がいる横断歩道では、自転車を降りるのがマナー

④歩道が込み合っている場合は、押して歩こう

4. 自転車の責任問題（もしも交通事故を起こした場合）

- 自転車を運転していて交通事故を起こし、歩行者に危害を加えるなどすれば、重過失の罰等で刑事責任や民事責任といった社会的責任が問われることがあります。
- ①刑事上の責任：懲役、禁固、罰金などの処罰を受けます
 - ②民事上の責任：被害者に損害賠償をしなければなりません
 - ③道義的責任：被害者に謝罪する責任があります

5. 自転車安全利用 5 則

- (1)自転車は、車道が原則、歩道は例外
- (2)車道は左側を通行
- (3)歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行
- (4)安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進走行・片手運転の禁止
 - 夜間はライトを点灯（無点火で走らない）
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- (5)子どもはヘルメットを着用



自転車事故から子供と高齢者を守りましょう!!

子どもと高齢者を事故から守るチェックポイント

【家庭でのチェックポイント】

①危険な場所、安全確認が欠かせない場所をチェックし、具体的に指導しましょう。

②道路標識や信号機を必ず確認し守りましょう。信号機がない場合は安全な場所を指示。

③車のすぐ前や後、交差点など、道路の様子が見えにくい場所の安全確認の方法を確認しましょう。

④出がけの気配り、声掛けを忘れずに、明るく声をかけて送りましょう。

⑤車道に出るときには、必ず一時停止し左右を見て、車の確認を習慣にさせましょう。

【ドライバーのチェックポイント】

①「交通量が少ないから・・・」と油断していませんか？

②「飛び出し」に対する備えは大丈夫ですか？

③子どもがいたら、その反対側にも目を向けましょう。反対側に友達や母親がいたりすると突然飛出することがあります。

④駐車車両の陰に目配りを

⑤親と一緒にいる子どもにも注意！安心感で、油断して危険な行動をとりがちです。